

君津市国民健康保険税率改定方針（案）

令和 6 年 月

君津市

目 次

第 1 方針の策定にあたって	1
1. 背景	1
2. 目的	1
3. 対象期間	1
4. 改定方針の見直し	1
第 2 本市の国民健康保険の現状	2
1. 被保険者数	2
2. 保険税の状況	3
3. 一人当たりの医療費	4
第 3 今後の保険税の決め方	5
1. 広域化以降の保険税率	5
2. 本市における保険税率の今後の考え方	6
3. 保険税率改定の方法	7

第1 方針の策定にあたって

1. 背景

国民健康保険は、我が国の国民皆保険制度を支える重要な基盤であり、被用者保険に加入する者を除くすべての者を被保険者とする公的医療保険制度です。

そのため、年齢構成が高く、所得水準の低い加入者が多いことから所得に占める保険税の負担が重く、国民健康保険の運営は厳しい状況に置かれてきました。

このような状況を踏まえ、平成30年度から都道府県が国民健康保険の財政運営の責任主体となり国民健康保険運営の中心的な役割を担うとともに、市町村は、引き続き、資格管理や保険給付の決定、保険税の賦課・徴収、保健事業等の地域におけるきめ細かな事業を担うこととなりました。

都道府県が国民健康保険運営を担うことにより、市町村は保険給付に必要な費用の全額を都道府県から交付され、財政運営の安定化が図られた一方で、保険税水準は市町村ごとに異なる状況が続いています。こうしたなか、国は令和5年6月に「都道府県国民健康保険運営方針策定要領」を改定し、保険税水準の統一については、「市町村ごとの医療費水準や医療提供体制に差があることに留意しつつ、将来的に、都道府県内の保険税水準の『完全統一』を目指すことが望ましい。」としました。

また、令和6年4月1日に施行された国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の改正により、都道府県が策定する国民健康保険運営方針において、保険税水準の統一化に関する事項を明記することになりました。

2. 目的

本改定方針は、本市の国民健康保険の安定的な財政運営を図り、保険税水準の統一化を進めるために策定するものとします。

3. 対象期間

対象期間は、第2期千葉県国民健康保険運営方針との整合性を踏まえて、令和7年4月1日から令和12年3月31日までとします。

4. 改定方針の見直し

本改定方針は、県の運営方針や本市の財政運営に大きな変更が生じた場合に見直すものとし、君津市国民健康保険運営協議会と情報共有を図るものとします。

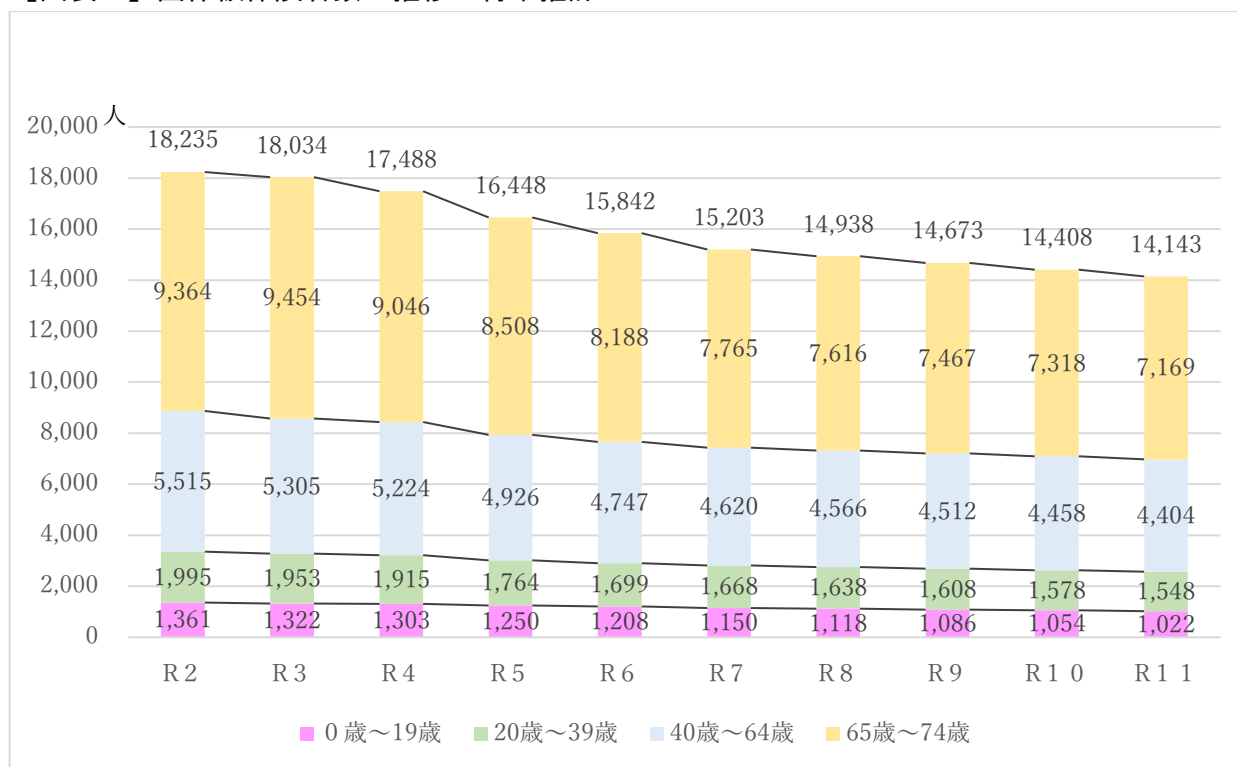
第2 本市の国民健康保険の現状

1. 被保険者数

国保被保険者は被用者保険の適用拡大や後期高齢者医療制度への移行者の増により、年々減少しています。被用者保険の適用は令和6年10月以降、従業員数51人から100人未満の事業所まで拡大されたことから、国保被保険者は今後も、減少傾向が続くと見込まれています。

近年の被保険者数の動向や将来人口推計を参考に、本改定方針の最終年度である令和11年度までの推計を行ったところ、令和11年度の被保険者数は14、143人となり、令和5年度比較して、2,305人減少する見通しです。

【図表1】国保被保険者数の推移・将来推計



出典：令和2年度～令和5年度 国民健康保険実態調査報告
令和6年度～ 将来人口推計を基に君津市国保年金課が作成

2. 保険税の状況

本市の保険税は、平成29年度に資産割を廃止し、所得割・均等割・平等割の3方式を採用しています。君津圏域においては、木更津市及び袖ヶ浦市が3方式を採用し、富津市が所得割・均等割の2方式を採用しています。

なお、本市の税率については、毎年度標準保険税率の動向を見ながら保険税率を決定してきましたが、結果的には資産割を廃止した平成29年度以降、据え置いている状況です。

【図表2】国民健康保険税の賦課方法に関する状況（令和6年度）

単位：円

保険者	医療分			支援金分		介護分	
	所得割	均等割	平等割	所得割	均等割	所得割	均等割
君津市	7.30%	20,000	24,000	1.80%	10,000	1.80%	9,900
木更津市	8.10%	18,000	22,000	1.99%	11,000	1.29%	12,000
富津市	6.90%	39,000		2.40%	13,000	2.40%	14,000
袖ヶ浦市	7.50%	20,000	24,000	2.60%	14,000	2.40%	16,000

君津市国保年金課作成

本市の保険税収納率は年々上昇していますが、調定額及び収入済額は被保険者数に比例し、減少傾向にあります。

【図表3】国民健康保険税の推移（現年分）

単位：千円

年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
調定額	1,793,681	1,722,446	1,716,465	1,764,348	1,575,294
収入済額	1,616,517	1,593,131	1,618,455	1,665,022	1,498,908
収納率	90.12%	92.49%	94.29%	94.37%	95.15%

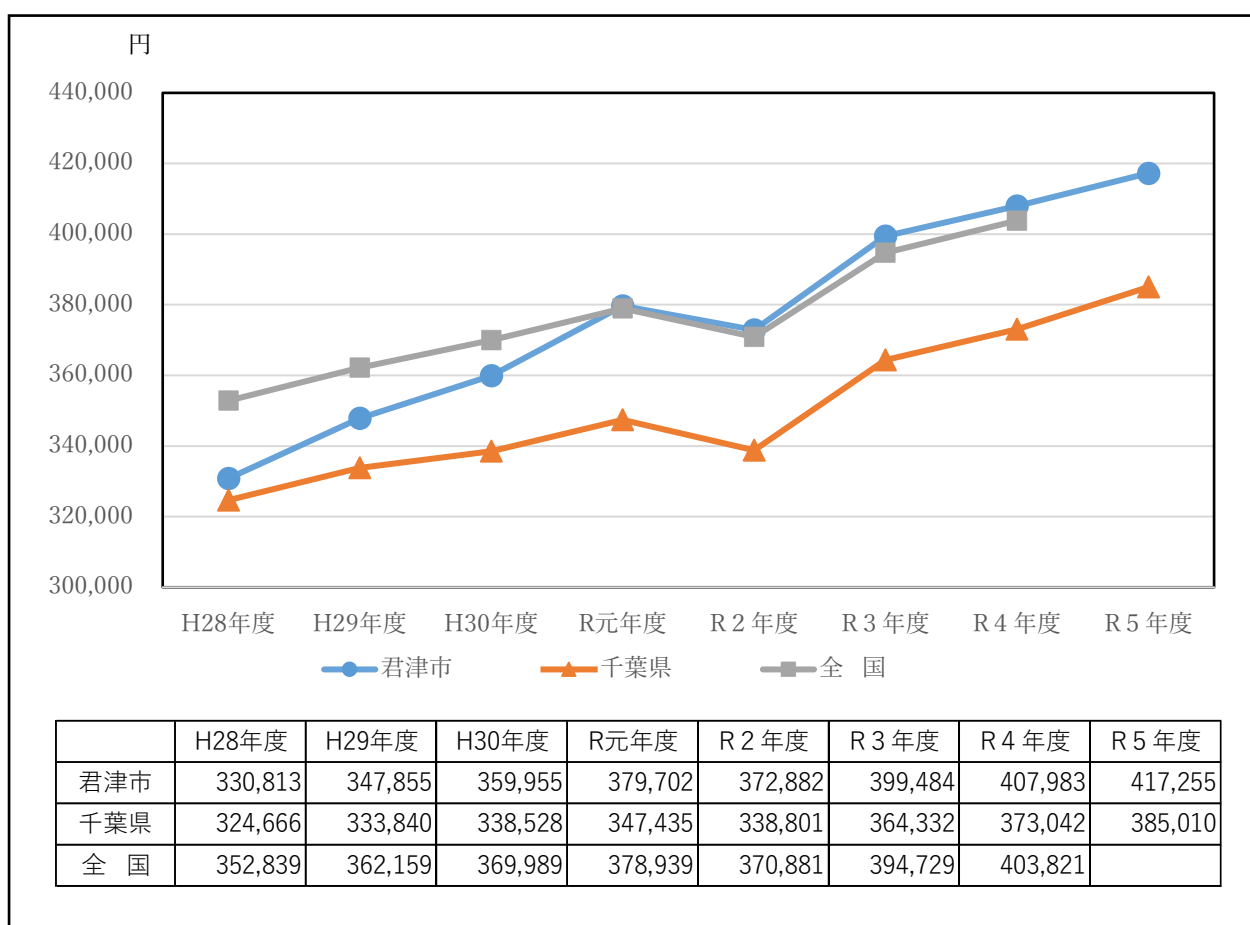
出典：君津市決算書

3. 一人当たりの医療費

本市の一人当たりの医療費は、医療の高度化や高齢化の進展等により増加傾向となっており、県平均を上回る全国平均と同程度の水準で推移しています。

第2期千葉県国民健康保険運営方針によると、一人当たりの医療費は、県平均で令和6年度の368,741円から令和11年度の393,400円と、24,659円の増加（+6.7%）、医療費総額は、令和6年度の4,455億円から令和11年度の4,530億円と、75億円の増加（+1.7%）が見込まれます。

【図表4】一人あたりの医療費の推移



出典：国民健康保険事業年報

第3 今後の保険税の決め方

1. 広域化以降の保険税率

国民健康保険制度の広域化以前は、市町村ごとに国民健康保険特別会計の医療費見込等の予算をたて、必要な金額を集めることができるよう保険税率を決定していました。

しかし、広域化後は、都道府県が推計した医療費見込、医療費水準、所得水準、被保険者数を基に「国民健康保険事業費等納付金」が定められ、市町村はその額を納付するようになりました。

広域化以降、「国民健康保険事業費等納付金」を都道府県が算定する際に、決定した納付金を集めるために必要な「市町村標準保険税率」が示されるようになり、本市では、毎年度標準保険税率を見比べながら当該年度の税率を決定してきました。

【図表7】君津市の国民健康保険事業等納付金の推移

単位：円

年度	医療分	支援金分	介護分	納付額合計
平成30年度	1,668,819,936	481,420,036	172,923,331	2,323,163,303
令和元年度	1,529,983,872	517,816,642	156,665,346	2,204,465,860
令和2年度	1,538,477,707	454,128,005	156,102,871	2,148,708,583
令和3年度	1,503,547,627	479,740,733	175,359,540	2,158,647,900
令和4年度	1,532,711,525	477,875,719	169,108,384	2,179,695,628
令和5年度	1,611,880,606	517,419,850	170,924,031	2,300,224,487
令和6年度	1,535,303,652	562,750,754	168,705,291	2,266,759,697

出典：千葉県ホームページ 国民健康保険の標準保険料率等の公表について

2. 本市における保険税率の今後の考え方

千葉県では、保険料水準の統一化に向け、第１段階として令和１１年度までに、納付金算定時に医療費水準の違いを反映させない「納付金ベースでの統一」を行い、その後、第２段階として１２年度以降に県内統一保険税率への議論を進めていくとしております。

今後、令和１２年度以降の対象期間にかかる千葉県国民健康保険運営方針において保険税水準の統一化が盛り込まれた場合、統一保険税率の目安としては、千葉県が毎年策定し、公表している「市町村標準保険税率」が考えられます。

そこで、税率の変動が急激なものとならないよう、本市では、令和１１年度までに統一保険税率（＝市町村標準保険税率）に近い水準の税率にすることを目標とします。

【図表８】本市の市町村標準保険税率（市町村算定方式）の推移

年度 区分		H30	R 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
医療分	所得割（％）	7.24	6.96	7.03	7.28	7.40	7.46	7.97
	均等割（円）	18,926	19,720	20,679	20,677	21,208	21,752	23,376
	平等割（円）	22,190	23,318	24,794	24,723	24,319	25,412	27,848
支援金分	所得割（％）	1.93	2.29	1.89	2.14	2.12	2.20	2.71
	均等割（円）	10,060	12,552	11,278	12,342	12,334	12,993	16,140
介護分	所得割（％）	1.93	2.02	1.84	2.37	2.31	2.17	2.52
	均等割（円）	9,814	10,676	11,187	13,851	13,146	12,080	14,541

出典：千葉県ホームページ 国民健康保険の標準保険料率等の公表について

3. 保険税率改定の方法

令和6年度において、千葉県が公表している市町村標準保険税率が著しく上昇しています。将来、県内統一保険税率になることを見据えて、令和11年度に市町村標準保険税率と近づけるため、市町村標準保険税率との差を毎年度解消させていくよう改定します。

【図表9】税率改定のイメージ

区分 \ 年度		R6 税率	R6 標準 税率	R7 税率	R8 税率	R9 税率	R10 税率	R11 税率
医療分	所得割 (%)	7.30	7.97	7.43	7.56	7.7	7.83	7.97
	均等割 (円)	20,000	23,376	21,000	21,000	22,000	22,000	23,000
	平等割 (円)	24,000	27,848	25,000	25,000	26,000	26,000	27,000
支援金分	所得割 (%)	1.80	2.71	1.98	2.16	2.34	2.51	2.71
	均等割 (円)	10,000	16,140	12,000	13,000	14,000	15,000	16,000
介護分	所得割 (%)	1.80	2.52	1.94	2.08	2.23	2.37	2.52
	均等割 (円)	9,900	14,541	10,000	11,000	12,000	13,000	14,000

※令和7年度以降の税率は、仮に、令和6年度標準税率を令和11年度の目標値とした場合の税率改定のイメージとなります。

令和7年度以降、目標の最終年度である令和11年度までの5年間で、千葉県が策定する市町村標準保険税率と同様となるよう段階的に税率を改定します。

なお、市町村標準保険税率は毎年度改定されるため、その改定を加味したうえで、税率との差を残りの年度で割って毎年度税率を決定します。

仮に、令和7年度の本市の市町村標準保険税率が、

- ・医療分 所得割率 8.00% 均等割額 25,000 円 平等割額 29,000 円
- ・支援金分 所得割率 2.80% 均等割額 18,000 円
- ・介護分 所得割率 2.80% 均等割額 18,000 円

のとおり、改定された場合は、図表10のとおり令和7年度以降の税率は変更となります。

【図表１０】令和７年度の標準保険税率が改定となった場合の税率改定のイメージ

年度 区分		R6 税率	R7 標準 税率	R7 税率	R8 税率	R9 税率	R10 税率	R11 税率
医療分	所得割（％）	7.3	8.00	7.44	7.58	7.72	7.86	8.00
	均等割（円）	20,000	25,000	21,000	22,000	23,000	24,000	25,000
	平等割（円）	24,000	29,000	25,000	26,000	27,000	28,000	29,000
支援金分	所得割（％）	1.80	2.80	2.00	2.20	2.40	2.60	2.80
	均等割（円）	10,000	18,000	12,000	14,000	16,000	17,000	18,000
介護分	所得割（％）	1.80	2.80	2.00	2.20	2.40	2.60	2.80
	均等割（円）	9,900	18,000	12,000	14,000	16,000	17,000	18,000

※令和７年度以降の改定内容は仮の標準税率を基に算定したイメージです。

【モデルケースによる国保税の試算】

○モデルケース１

夫 70 歳（年金収入 250 万円） 妻 68 歳（年金収入 80 万）

- ・ 令和 6 年度国保税 155,400 円
- ・ 【図表 9】 改定案税率による令和 7 年度試算 163,600 円
- ・ 令和 6 年度標準税率で算定した国保税 187,100 円

○モデルケース 2

夫 40 歳（給与収入 420 万円）・妻 40 歳（収入 0）・子 2 人（小学生）

- ・ 令和 6 年度税率 435,100 円
- ・ 【図表 9】 改定案税率による令和 7 年度試算 458,600 円
- ・ 令和 6 年度標準税率で算定した国保税 538,900 円